

アンチダンピング提訴について（89・7・14 東京分館）

佐古田 正昭（昭16理甲）

今日お話ししようと思いますのは、昨年の十月に韓国産のニットに対してアンチダンピング提訴を纖維の業界が実行したことです。これが新聞にも随分出ましたが学者、評論家からは徹底的に叩かれまして、日本の様な貿易でしか食えない国がダンピング提訴で輸入制限をするとは何んだという非難を随分受けました。それでその経過をこれからご説明して、理解を頂きたいと思います。

まず初めにNIESの纖維工業化の進展のデータを二、三出しておりますが、（資料1）どの品種でも、どの産業でもNIESがどんどん日本に追い着け、追い越せをやつている訳で、纖維についてもご多分にもれずその状態になつております。一ページ目に例として合成纖維を挙げておりますが、現在ナイロン・ポリエステル云々の生産量で本年一九八九年の推定の数字が一番右の端に出ております。ナイロンファイバメントの日本が三二二八と書いてありますのは三十二万八千

トンの年産という意味です。三十二万八千トンという事は全世界の三百八十万トンに比べて八・六%です。これは韓国台湾合計では韓国台湾が多いですけど一国では日本の方が上です。

しかしポリエステルファイラメントにしても、ポリエステルテープにしても日本よりも韓国、台湾特に台湾は圧倒的に大きな生産量を持つております。これもこの数年間にこんなに増えた訳でして、この様にNIESが進展してきたという事です。

次に発展段階と織維貿易について長期的な視野で20年程拾つてみると、（資料2-1）の一番左上にTと書いてあるのはテキスタイルいわゆる織物の事です。編物も入ります。Aと書いてあるのはアパレルという二次製品衣服の事です。一番下から両方赤字、その次は織物の方は黒字で衣服の方は赤字と段々上に行く程両方とも黒字になる訳ですが、先進国は日本をはじめ全部軒並、イタリーを除きまして赤字の方へ移つております。この20年間に日本でもアメリカでもフランスでもドイツでもどんどん貿易が赤字になってまいりまして、現在では織物の方も衣料の方も赤字になつております。その次の（資料2-2）アジアの発展途上国が書いてありますが、これは逆に織物、衣料が赤字であったものが黒字になりまして、織物の方も衣料の方も全部黒字で、インド・パキスタン・韓国・中国・台湾など全部黒字になつております。

次に織維の我が国の貿易に占めるウエイトがありますが、（資料4-1）織維は段々と過去の産業になりまして現在では輸出の方では88年では二・六%しか貿易金額で貢献していない。かつて

五〇%の外貨獲得高のシェアがあつたのが現在では二・六%しか貿易では国に貢献しておりません。輸入額では七・四%程度の金額シェアになつております。繊維貿易はかつては日本の経済を支えたのですが、現在では厄介者になつております。繊維バランスは87年からは大幅な赤字になつております。87年度三四億ドル、88年度で七〇億ドル、昨日89年の速報が発表されました。八三億ドル程度の赤字になると思います。そういう風に日本の繊維はNIESに追い越されそうになつてきました。一つの問題は繊維の輸入がふえ、特に衣料品の輸入がどんどん増えてまいりますと、日本の繊維産業は非常に零細な企業が多いですから、それが色々と国内で摩擦を起します。

例えればセーター類の輸入急増は零細ニット業者を圧迫しております。(資料3)グラフがなんどおりますが、去年88年の数字を見て頂きますと、セーターが全世界から一億一千万枚入りました。一億万枚というと日本人が一人セーター一着買う訳です。その内韓国からは六千三〇〇万枚で五五%を占めます。セーターというのはゴルフなどに着るスポーツシャツとは別でございまして、セーターといふのはベストとカーデガンをさします。余談ですがゴルフのスポーツシャツとセーターをどこで区別するかと言うと二か所あります。セーターは裾がしばつてある事とウエストの下にポケットがあるという事です。スポーツシャツの方が輸入量が大きいのですが、日本もたくさん作っているから国内産業にトラブルを起こしておりません。セーターは一億万枚、

シャツの方も一億五千枚程入っておりま

ス。ダンピング提訴したのはセーラー類ですから、セーラーにしぼつて表を出しておりますが、増えたは急激で年率二割、三割、四割とふえている。一人一枚ずつとし、赤ん坊や年寄は買わないので普通の人は大体二枚づつ買うという勘定で、それが輸入の量ですから国内生産を強く圧迫しております。輸入浸透率という言い方を私達はするのですが、（資料4—2）これは国内の消費の中でも輸入品が何割占めているかという数字です。全世界から入った一億一千枚というのは国内需要の内約六六%を占めております。韓国だけで三六・六%を占めております。日本人が買うセーラーの六六%が輸入物だという事です。これを私共は輸入浸透率といいういい方をしております。

ダンピングの話に入る訳ですが、繊維は他の物品とちがつて独特の国際貿易条約がござります。（資料4—3）通商貿易問題ではガットがありますが繊維だけはアメリカが音頭をとりまして、ガットの例外事項として、マルチナショナルファイバーアグリメント（M·F·A）、日本語で多国間繊維貿易協定という条約ができております。これはガットの例外として繊維については輸入制限をしてもいいということですが、色々条件があつて、こういう時にしかしてはいけないとなつておりますが、74年の一月から実施されて四年か、五年ごとに延長され、現在は第四次で91年7月までになつております。こういう基本的な条約があつて、それに基づいて日本とアメリカあるいはE·Cと中国とか二国間で数量規制がおこなわれております。日本の場合は貿易立国で

日本の物を買って貰わないといけませんので、なるべく輸入制限はやらない様にしようという考え方です。先進国の中でもMFAを発動して輸入数量を規制していないのはスイスと日本で、後の先進国は輸入で国内市場が乱れるのを怖れて全部数量規制をしております。

ところがNIESなり発展途上国が纖維を工業化してまいりまして、ウルグアイラウンドで、MFAをやめてガットの通商拡大精神に戻るべきだと非常に強く主張しております。アメリカとECはこれに対して頭から反対しませんでしたが本音は反対です。これが現在問題になっております。

ここで一度ガットの事を振り返りたいのですが、これは貿易を拡大する条約ですから数量制限をしてはいけないという事が、原則として書いてある訳ですが、ただこういう場合にはいいとう事があります。（資料4-4）

一つはダンピングをして正常価格より低い価格で輸出して輸入国の産業に被害を与えた場合は、ダンピング関税をかけることができる。その次の相殺関税というのは政府がある産業に補助金を与えてそれによって輸出するという政府の補助に対して、それを相殺するような税をかけてもいいという、ダンピング防止令及び相殺関税というのが一項目あります。それから第19条には緊急措置というのがあります。輸入で国内の生産者が非常に重大な損害を受けた時には、関税を引き上げる様な緊急措置を取つてもいいという規定があるので、この第19条はあらゆる国に

対して均一な措置でなければならぬ。だから韓国の中セーターに對してだけ措置をとつてはいけないことになつております。全ての国に同じ措置を取らなくてはいけない。それからそういう措置をとつた場合、等価値相当分他の項目で関税を引き下げなくてはならないという規定があります。一般論で言いますと関税を引き上げて数量を制限する、これを特定の国にしてはいけない。全部の国に均等にしなくてはいけないと言つことです。その上金額的にそれに見合う分、他の品目の関税を引き下げなければならない。この例が日本では同和問題の関連で政府が第19条を使って革製品の関税を引き上げたことがあります。そのかわり繊維とか色々なものが金額に見合う分関税を引き下げるさせられた訳です。繊維も随分関税を引き下げました。金額に見合う様に引き下げなくてはならない。それが第19条なのです。

ただしダンピングに對抗する場合や、政府の補助に對して相殺する様な関税はかまいませんという条項が第6条にあります。それでこれを受けまして日本の関税定率法に不当廉売に對して関税をかけてもいいというのが第8条にあるのです。これを使って韓国産ニットに對してダンピングの提訴をしたのですが、日本においては從来からダンピング提訴などはしてはいけないという基本的なムードがあつたものですから、法律の条文はある事はあるのですが、こまかい手続の書式も解釈もきまつていなかつて、という事で非常に分かりにくいものでした。61年に關税率審議会で手続の方法、その他条項が決まって提訴が出来る体制になりました。最後のページに日本が過去

ダンピング提訴した例が三つあがっております。（資料4—5）綿糸・フェロシリコンですが、しかしダンピング提訴を業界がしましたけれども日本の基本的な通商拡大の考え方から大蔵省が、これに対してサンプルが足りないとか、あの資料を持って来い、これを説明せよという事で、話は聞いてくれるのですが正式に受理をしない訳です。色々な事をいつて、一年も一年半もたちますと情勢が変って、もうそろそろ取り下げたらどうだというのが過去の例でした。それに対しまして、関税審議会が第9条について、申請があれば受理をしなくてはいけない。受理をすれば二ヶ月以内に正式の調査に入るか、入らないか決めなくてはいけない。六ヶ月以内には暫定関税を決めなくてはいけないと、色々と明確に規定をガイドラインの形で発表しました。それを受けた形で5番目にありますダンピング提訴を10月の21日に致しました。

ダンピング提訴をしました所、国際問題になりました、韓国との間で激しいやりとりがあつて、色々と政府間でも問題になりました。今度は前の様に大蔵省が提訴をとり下げたらどうかという事に対して頑として頑張り通しました。本来ならば10月21日ですから12月21日までに、大蔵省は正式な調査に入るかどうかを決定しなくてはいけない訳ですけれども、資料が足りないとかいう一流の理由をつけて一日延ばしに延ばしておりました。それに対してとうとう大蔵省が態度を決めなくてはならないという事になり、韓国と日本の政府間で話し合いの結果、最後に一度業界で話し合つてみよっという事になりました、一月の末から二月の初めまで五日間マラソン業界会談を

やりました。突然な話であつたものですから会場探しに東京中のホテルを転々といたしまして毎日連続五日間やりました。韓国側はダンピングの判定を受ける事は韓国の民族性からして我慢出来ない、それならば数量を韓国側で自主規制をするという事になりましたし、2月の2日に韓国業界ならびに韓国政府が韓国は日本向セーターの輸出を自主規制するという事を発表しました。それで日本側業界は3月に入つてダンピング提訴をとり下げたというのが実体でございます。韓国側が発表した自主規制は日本向セーターを今年から3年間、八十八年実績の年一%アップに規制する。日本の大蔵省の通関統計に基づいて、韓国側で数量をおさえるという内容でございます。従来日本は色々な産業でアメリカ・ヨーロッパからダンピング提訴を受けております。鉄鋼でも弱電でもI・Cでもアメリカがダンピング提訴をするとそれを背景に日本側が、数量規制をするというのが従来のパターンであったのですが、それが丁度逆手で日本がダンピング提訴をして、それを受けた型で韓国側が自主規制をするという日本が辿つてきた道を韓国側がとつた事になつたのです。

この結果に対して日本の評論家あるいは他の産業や、韓国側の繊維業界からはいまだに徹底的に悪口を言われております。そういう事で南北問題が解決するつもりかと、日本は輸出をしなくては食つてはいけないくせに制限をすることはなんだという事は今でも事あるごとに悪例として批評されております。しかし繊維の業界は現在地盤が急降下致しまして出荷金額は全日本の約四%

資料 I NIES 繊維工業化の進展

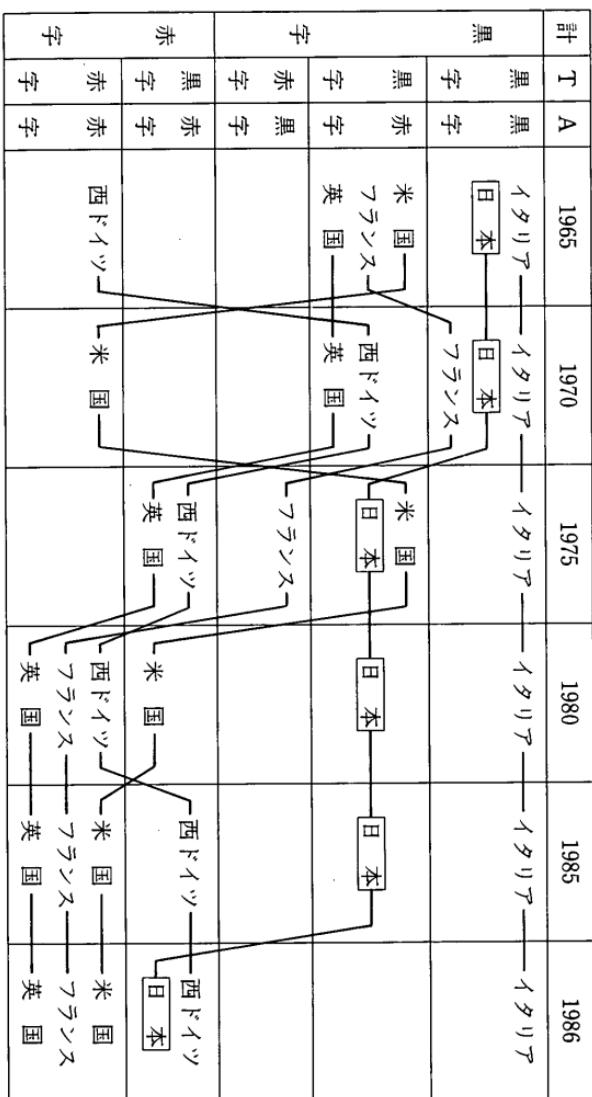
主要国・地域の合織品種別生産設備推移

(千トン／年)

品種	国・地域	1985	1986	1987	1988	1989 (推)
ナイロン F	韓国 台湾 アゼア 中米 西日	149 162 47 73 847 630 326	151 197 47 84 815 641 330	162 196 49 90 836 662 328	173 208 49 90 836 662 328	173 208 49 90 836 662 328
ポリエステル F	世界 韓国 台湾 アセア 中米 西日	3,492 236 489 135 99 667 513 435	3,439 297 613 142 146 645 555 455	3,572 362 613 142 201 601 584 460	3,618 380 644 142 201 601 585 460	3,802 409 800 180 237 610 604 460
ポリエステル S	世界 韓国 台湾 アセア 中米 西日	3,153 202 504 214 300 1,265 599 356	3,673 267 572 222 548 1,130 600 381	3,816 320 622 223 563 1,154 609 383	3,867 340 622 224 563 1,154 609 383	4,339 400 840 250 654 1,187 588 383
アクリル S	世界 韓国 台湾 アセア 中米 西日	4,835 168 133 0 99 286 1,030 1,417	5,074 169 142 0 99 289 1,021 435	5,139 197 143 0 117 289 1,064 438	5,183 197 143 0 117 289 1,064 438	5,602 197 167 0 161 291 1,064 438
	世界計	2,772	2,831	2,909	2,900	3,092

資料2 繊維産業の発展段階と繊維貿易

(1)先進工業国

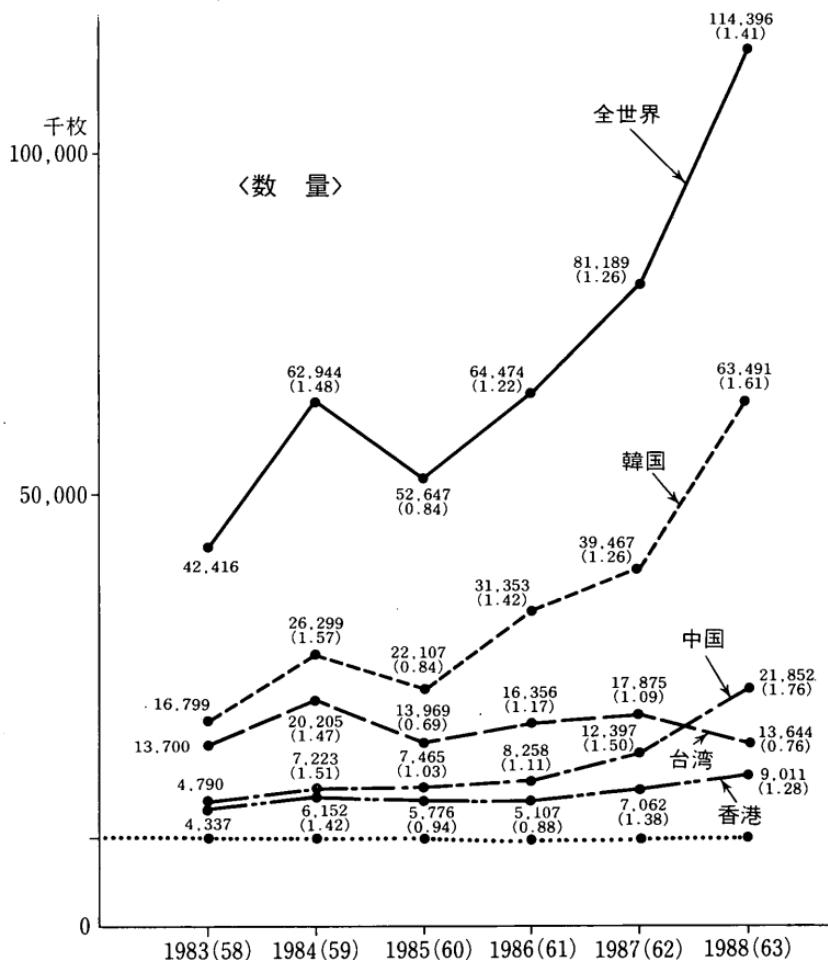


(注) T : テキスタイル、A : アパレル
(資料) 国連貿易年鑑ほか

(2) アジアの発展途上国

(注) シンガポールは輸出統計の把握が過少になっているため、赤字となっている。
(原出所) アジア織維貿易会議資料 (62. 11. 16~17. シンガポール)

資料3 セーター類の輸入急増

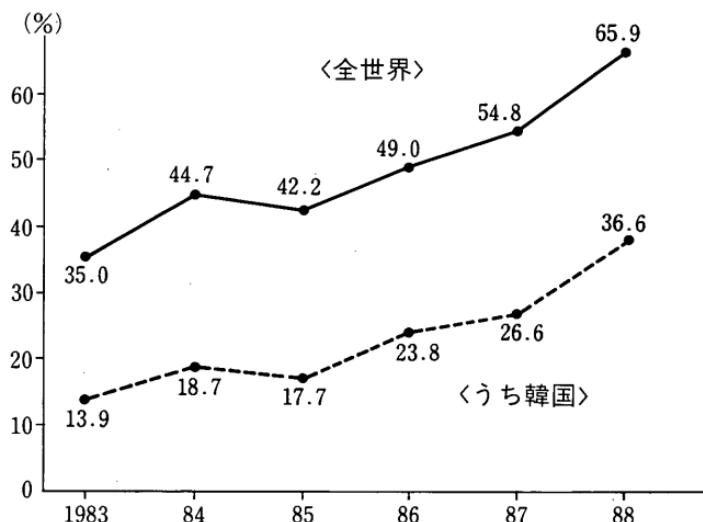


資料 4

1. 繊維のわが国貿易に占めるウェイト 繊維品\$／全商品\$ %

	Ex %	Im %	balance 億%
1948(S 23)	53.3	—	—
55(S 30)	36.6	24.8	1.2
65(S 40)	18.4	11.9	6.1
75(S 50)	6.6	4.9	8.8
85(S 60)	3.6	4.7	2.2
86(S 61)	3.3	5.5	0.1
87(S 62)	3.0	6.9	△34.0
88(S 63)	2.6	7.4	△70.3

2. セーター類の輸入浸透率



3. 繊維多国間協定

Multinational Fibre Agreement (MFA) 繊維の輸入急増による国内産業の被害を防止するために、GATT の例外規定として1974年1月より実施されている条約で、逐次延長され現在第4次（1991年8月まで）に及んでいる。

これに基づいて2国間で数量規制が行われている。先進国の中でMFAによる数量規制をしていないのはスイスと日本の2国のみである。

先年のウルグアイラウンドにおいてLDCはMFAの段階的解消(GATT戻り)を強く主張した。米国、ECはこれに対し消極的であった。

4. 不公正貿易に対する対抗措置

○ GATT (関税及び貿易に関する一般協定)

第6条 ダンピング防止税及び相殺関税

正常価格より低い価格で輸出して、輸入国の産業に実質的な損害を与え又は与えるおそれのある場合は、ダンピング防止税をかけることができる。

第19条 輸入に対する緊急措置

生産者に重大な損害を与え又はそのおそれのある場合に特定產品について緊急措置（関税率引上げ等）をとることが出来る、ただし

1. あらゆる国に対して均一な措置でなければならない。

2. 等価置の譲許措置（他項目の関税引下げ等）をとらなければならない。

○ 日本関税定率法

第8条 相殺関税

第9条 不当廉売関税

これらの条項では具体的な手続き、用語の解釈等不明確であったため、昭和61年手続きのガイドラインが公示された。

○ 日本のダンピング提訴実例

1982年 対パキスタン 綿糸

1982年 対韓国 綿糸

1984年 対仏、ノルウェー フェロシリコン

5. 韓国産セーターに対するダンピング提訴

昭和63年1月 日本繊維産業連盟総会にて提訴決議

5月 ニット工連総会において提訴決議

10月 ニット工連韓国産セーターに対しダンピング提訴

平成元年2月 韓国業界対日向輸出の自主規制発表、韓国政府自主規制の実行を保証

3月 ダンピング提訴取下げ

〈自主規制の内容〉

1. 対象 韓国産セーター

2. 期間 1989. 90. 91の3ヶ年

3. 基準 数量 1988年1~12月実績

4. 伸び率 年1%

5. 数量の確認 日本の大蔵省通関統計による

です。それで貿易の貢献度がそこにありますけれど三%～四%ぐらいです。ただ雇用の割合は一%でいかに労働集約的かという事が分かります。繊維の零細業者は不況になりますと雇用問題をおこします。繊維の場合は他の産業も同じかもしませんが、産地といいうものを形成しまして地域経済で例えば北陸の長繊維産地とか浜松のニット産地とか、あるいは大阪の泉州のニット産地とかという様に産地を作っております。そこで輸入が入つて来ますと仕事が減る。失業者が出来ます。その産地の企業も困るけれども地方自治体も出荷がなければ税金も入らないし、雇用もかかれないことになる。この繊維の輸入に対して、もちろん大手企業も困っていますけれど、繊維産地をかかる地方自治体が非常な不況におちいりまして、こういうダンピング提訴に対して一番応援してくれるのは地方自治体です。

中央政府は苦い顔をしています。我々繊維業界としてはダンピングの安値輸入の量がふえる事に対しても、今後ともどんなに恨まれても憎まれてもダンピング提訴はせざるを得ないという判断をしております。笑い話的になりますが、去年、おととし特に大阪地方で韓国から飛行機が到着しますと、おばあちゃん所謂、担ぎ屋という人が大きなビニールの袋に大体二〇〇着ぐらい一人で担いでくる。担いでくるとすぐ井池へ行つてそれを引き取つてもらう。我々は担ぎ屋と呼んでいますが、韓国側ではふろしき屋と呼んでいました。この量が一年間に二〇〇万着程度です。六五〇万着韓国から入る内の二〇〇万着はそれで入つてくる訳です。正規のルートのほかにそ

いうのがあるのです。

日本は先進国への道を進み、南北問題で発展途上国から物を買わなければいけないという事は十分に分かりますけれども、それが毎年三割、四割の増加率であつたり、又ダンピングで人件費の安いのを利用して大量に入つてきますと、産業全体が非常に苦しみますので、正規の貿易であり、それが年率で数%程度に伸びる事はいいけれども、ダンピングとかあるいは年率三割、四割の伸びという事になると国内に非常に大きい摩擦をおこす事になり、そういう場合には繊維についてダンピング提訴をせざるを得ないというのが私共の業界の考え方でございます。この中には他の業界の方も色々おられるかもしませんけれど繊維業界のダンピング提訴というのは、そういう状態であるという事をご理解頂きたいという訳です。

(元 日本化学繊維協会理事長)